

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁乙生発第12号
平成26年6月25日
警察庁次長

交番相談員運営要綱について（依命通達）

交番相談員の運用に必要な事項については、「交番相談員運営要綱の改正について（依命通達）」（平成13年3月14日付け警察庁乙生発第1号）及び「交番相談員運営要綱の改正について（依命通達）」（平成20年1月17日付け警察庁乙生発第1号）により定めているところであるが、通達の総覧性に配慮し、これらの通達を統合して別添「交番相談員運営要綱」とおりとしたので、各都道府県警察にあつては、引き続き、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、上記通達は廃止する。

命により通達する。

別添

交番相談員運営要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、交番相談員の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 交番相談員の責務

交番相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識及び経験等をいかして、交番を拠点とした地域警察活動のうち、住民に奉仕する活動等に協力し又は当該活動を援助するものを行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

第3 交番相談員の任免方法

交番相談員の任免は、辞令書の交付により行う。

第4 交番相談員が行う活動

規則第30条に規定する警察庁長官が定める活動は、次のとおりとする。

- (1) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
- (3) 遺失届及び拾得物の受理等
- (4) 被害届の代書及び預かり
- (5) 物件事故報告書の作成補助
- (6) 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
- (7) 地理案内
- (8) 防犯連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に関する活動
- (9) 交番連絡協議会の運営に関する活動
- (10) 通学路等における子どもの見守り等の活動
- (11) その他上記に類する住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が必要と認めるもの

第5 活動上の留意事項

規則第31条に定めるもののほか、交番相談員は、その活動を行うに当たっては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 交番相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。
- (2) 交番相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行の

ために用いること。

- (3) 交番相談員は、来訪者に対して親切丁寧に対応する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努めること。

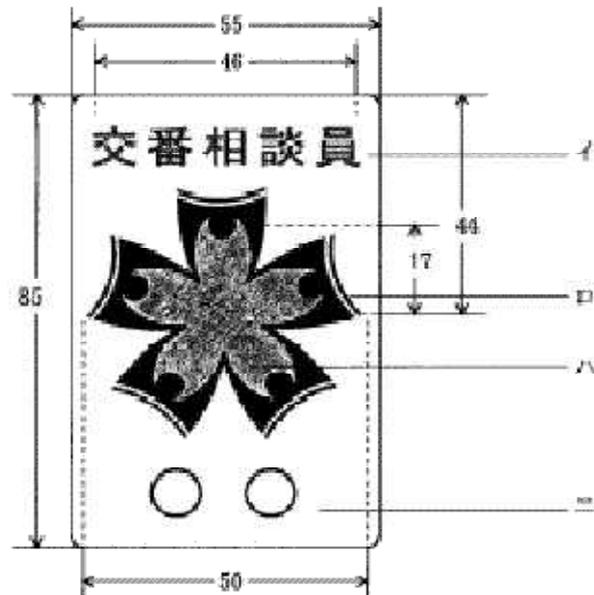
第6 標章

規則第32条に規定する長官の定める標章は、別図のとおりとする。

第7 指揮監督等

- 1 警察署長の指揮監督は、交番所長を通じて行うものとする。
- 2 警察署長は、交番相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類作成要領及び受傷事故防止要領に係る指導教養その他警察本部長が必要と認める指導教養を行うものとする。

別図



- 備考 1 色彩は、イの部分緑色、ロの部分藍色、ハの部分桃色、ニの部分黒色、地を白色とする。
- 2 二の部分には、交番相談員の姓を表示するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。